

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消請求上告受理申立事件
国側当事者・国

平成23年10月21日不受理・確定

(第一審・高知地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年1月22日判決、本資料260号-6・順号11362)

(控訴審・高松高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年3月4日判決、本資料261号-43・順号11633)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	井関 正裕ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
同指定代理人	上田 宏晃

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年10月21日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 古田 佑紀

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美